# 第6回議会基本条例検証委員会 次第

1 第5回検証委員会の協議結果について(確認)

2 条例の一部改正内容に関する解説について

3 その他

# 第5回 議会基本条例検証委員会 会議要旨

開催日:令和2年8月18日(火曜日)

会 場:議会運営委員会室

出席者: 宮﨑座長(自由民主党)

本田委員(公明党)

奥村委員 (ハートフル北九州)

戸町委員(自民の会) 藤沢委員(日本共産党)

### 【以下オブザーバー参加】

讃井議員(ふくおかネット)

### 議題:

- 1 第4回検証委員会の協議結果について(確認)
- 2 パブリックコメント(市民意見提出手続)の実施結果等について
- 3 その他

#### 主な意見など

### 1 第4回検証委員会の協議結果について(確認)

### 【事務局説明】

※資料1により、説明。

### 【座長】

・ただ今の説明について、ご確認いただけるか。(全員了承)

## 2 パブリックコメント(市民意見提出手続)の実施結果等について

### 【事務局説明】

※資料 2-1、 2-2 により、説明。

### 【座長】

・事務局の説明を踏まえ、提出していただいたご意見に対する「市議会の考え 方」について、意見などないか。

#### 【藤沢委員】

・これまで本委員会で多方面にわたり議論し、いろいろと目配りをしてきたと思っていたが、いただいたご意見を拝見すると「我々が気付かなかったことがあるな」と改めて思った。何年後かの見直しの際には、今回いただいた意見も是非参考にして欲しい。

- ・「市議会の考え方」の案について、内容はこれでよいと思う。しかし、文中にいくつか「いただいた御意見は今後のさらなる改善に向けた参考とさせていただきます」とあるが、「今後の参考」とは「本条例の改正についての参考とする」のか、それとも「条例の改正は不要だが、議会運用上の改善すべき問題として参考とする」のか、整理が必要である。私は、「議会基本条例は原案のとおりでよいと思うが、議会の運用上はまだ改善の余地がある」と思う。しかし、「運用上の改善の余地があるからといって、条例を改正しなければならない」ということでもない。
- ・ご意見Noの11番や12番、13番は、運用上の改善すべき問題であると思う。13番の「女性議員を増やす」ということは、世界的なジェンダーや平等のレベルからすると日本は下の方の順位にあるから、「こうした議会の基本的な条例に盛り込むべきだ」という意見はあってしかるべきであるため、今後の条例改正に向けた課題として参考にすることはあり得るだろうと思う。
- ・ご意見の内容によって議会運営委員会や常任委員会など、それぞれ運営していく中で整理していくことが必要だと思う。

### 【座長】

- ・今回、パブリックコメントにおいて14件のご意見をいただいた中で、7番までは条例改正案の内容に直接関係があるもの、8番からは条例改正案以外のものと考え、まず二つに分類させていただいた。
- ・8番以降は議会運用上の問題として、議会運営委員会等の場で議論する余地があるかもしれない。こうしたご意見をいただいたことで、必ず条例を改正しなければならない訳ではないが、こうしたご意見をいただいたということは、しっかりと議会として受け止め、その場その場で判断いただければと思う。
- ・1番から7番までは当委員会の条例改正案に対する意見であるが、内容を拝見すると、いずれも文言の解釈についてのご意見であると思われ、意図しているところは既定の条文も同じであると考える。ご意見の趣旨は「言葉が足りない」や「もう少し具体的な内容を書いて欲しい」などであると思う。
- ・議決後は改正箇所についての解説を作成する予定であるため、「必要に応じて解説において詳しく補足する」という考えで、「条例案としては原案どおりとする」ということを、パブリックコメントでいただいた市民意見に対する回答としてはどうか、というのが今回の大まかな趣旨である。

### 【本田委員】

- ・私もその意見に賛成である。市民の皆様からいただいた貴重な意見の内容を見ると、我々もいろいろと議論しており、いただいたご意見の文言そのものではないところもあるけれど、同じことを議論してきたと思う。そういう意味では、解説の方でしっかりと補足していただければ、今回の改正案は原案のままでも、市民の皆様にご理解していただけるのではないかと思う。
- ・その他の意見については、議会運営員会や常任委員会の進め方について市民の 皆様に意見を聴く機会がなかなかないから、今回は非常によい機会であったと 思う。これらのご意見に関しては、しかるべき場で議論していけばよいのでは ないかと思う。

### 【戸町委員】

・その他のご意見について、どのように取り扱うか。私としては9番のご意見については、ごもっともな内容であると思う。せっかく来ていただいた陳情者に対し、椅子や机を必要とされている場合に用意できるものであれば、用意するべきだと思う。しかし、これは本委員会で議論する内容ではないため、どこかの場で議論してもらいたいと思う。

### 【事務局説明】

・担当部署を通じて常任委員会や運営会議等に、ご意見をしつかりと届けたい。

### 【座長】

・本委員会の座長としては、条例改正に対してのご意見は我々が議論すべきであるし、その他のご意見は議会運営委員会や各常任委員会等において議論するよう、 それぞれに所属する議員が提案してはどうかと考える。

### 【戸町委員】

・どのような形でもよいが、せっかく提出していただいたご意見であるため、しかるべき場で議論した方がよいと思う。いただいたご意見は当然ながら、今後会派等を通じて全議員に周知されるはずであるから、事務局が主導するより、各議員がそれぞれの場で提案し議論することが本来の姿であると思う。

### 【戸町委員】

・13番のご意見に、「法令に基づき」とあるが、議員の男女比率を定めた法令はあるのか。

### 【藤沢委員】

・各政党が候補者を擁立する際の努力義務を定めた法令はある。法律が制定されたので地方でも同様に、政党等に対し「努力するように」という規定を本条例に追加して欲しい、とのご意見であると思うが、議会基本条例において議論すべきかということについても議論が必要である。

今後の参考として、いずれかの場で検討してもらえば良いと思う。

### 【事務局説明】

・議会基本条例は、議会活動、議員活動に関する条例であり、ご意見の内容は議員の選挙に関することであるため、本条例において議論する内容ではないと考える。また、市議会として国会や国等に措置を要求する方法としては意見書の提出等があるため、法律に関することに対して市議会が全く活動できないわけではなく、議論の余地はあるものと考える。

### 【奥村委員】

・6番のご意見に対する「市議会の考え方」について、議案の賛否を市議会だよりに掲載するかどうかは議論がまとまっていない状況だが、現在、市議会だより編集委員会において、より見やすい紙面づくりに向け改善を重ねている最中であるため、その旨を記載した方がよいのではないか。現在、掲載すべき様々な情報がある中で、編集委員会が一生懸命考えて取り組んでいることをお伝えした方がよい。

### 【藤沢委員】

・議会基本条例が本市議会の最上位の条例であると考えれば、本件に関しいただいた議会運用上の改善点は、ぜひ各担当の場に展開し議論をさらに深め、改善に導いていただきたいと思う。

### 【座長】

- ・「市議会の考え方」について奥村委員からいただいた、6番のご意見に対する考え方の記載内容については修正すべきと考えるので、本日の意見を踏まえ事務局に修正させたいと思う。
- ・例えば、6番のご意見は「議会報告」に関する意見には近いが、「改正案に対する意見」として分類するのか、「その他意見」として分類するか、というのも修正の一つであると思う。そういう点も踏まえ、委員の意見を確認したいと思うがいかがか。

### 【戸町委員】

・「市議会の考え方」は基本的に、原案の内容でよいと思う。ただ、「議会において情報を共有し、今後のさらなる改善に向けた参考とさせていただきます」とすれば、本市議会が当然に「議員も皆知っている。こういう問題点があるということを理解し、今後のさらなる改善に向けて参考とする」という状態にあることが、ご意見をいただいた方に伝わりやすいと思うため、「共有」という文言を追加した方がよいのではないか。いただいたご意見を、ないがしろにだけは絶対にするべきではないと思う。

#### 【座長】

- ・ 奥村委員、戸町委員の修正意見についていかがか。(全員了承)
- ・意見の分類は原案どおりでよいか。(全員了承)
- ・「市民意見の概要」と「市議会の考え方」については、委員の皆様からいただい た意見を踏まえ、記載内容を修正した後、再度確認していただいたうえで市議 会のホームページなどで公表したい。

#### 【座長】

・今回提出いただいたご意見はいずれも貴重な内容ではあるが、条例改正案を変 更するまでには至っていないと考えるので、当検証委員会作成の原案どおりと することでいかがか。(全員了承)

### 【事務局説明】

※資料 (新旧対照表) により、説明

### 【座長】

・ただ今の説明について、ご確認いただけるか。(全員了承)

### 3 その他

### 【座長】

・今後は、本年9月定例会に条例改正議案を提出し、可決された場合には定例会の会期中に、条例改正内容についての、全議員を対象とした説明会を行いたいと考えている。

### 資料 2

## (改正案)

## 北九州市議会基本条例

### 前文

日本国憲法においては、地方自治体にはその議事機関として議会が設置されることや、議会の議員と執行機関である地方自治体の長はそれぞれの選挙を通じて主権者から信任を得て、その役割を果たす二元代表制をとることが規定されている。

この二つの代表機関は、相互に独立・対等の立場で、互いを尊重し、それぞれ適切にその役割を果たすことが求められている。

国と地方の関係に大きな変化が生じ、議会に対する市民の関心も高まりを見せるなか、北九州市議会においても市民との協働による開かれた議会の実現を目指すことが求められている。

よって、北九州市議会は、市民への責任を果たすため、議会や議員の役割及び活動原則、議会と執行機関との関係及び議会と市民との関係等を明らかにし、市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

### 【解 説】

前文は、議会基本条例を制定しようとした背景や市民との協働による開かれた議会の実現を図るなど、北九州市議会が市民の負託に応えるための決意を表明したものです。

### ※ 議事機関

条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、その他地方公共団体の行政運営の 基本的事項について審議し、決定する権能を有する機関。議会を指す。

#### ※ 執行機関

独自の執行権限をもち、その担任する事務について、国又は地方公共団体等の意思を自ら決定し、執行する権能を有する機関。地方公共団体の長(都道府県知事、市町村長)及び教育委員会等の委員会及び委員を指す。

#### ※ 二元代表制

議員と市長は、それぞれ市民による直接選挙で選ばれ、議員で構成する議事機関 (議会)と市長等の執行機関(執行部)が独立・対等の立場で、抑制、均衡しなが ら地方公共団体の運営を行う仕組み。

### ※ 市民との協働による開かれた議会

議会が活動を行う際に、市民との意見交換や議会の意思決定過程の公開等を行う ことによって、市民の多様な意見を把握し、市民の参加のもと諸課題の解決を図る という北九州市議会が目指す方向性。

### 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治及び二元代表制の趣旨に基づき、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民との協働による開かれた議会の実現を図り、もって市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

### 【解 説】

本条では、市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与するために、議会に関する基本的な事項を定めることで、市民との協働による開かれた議会の実現を図ることを規定しています。

### ※ 市民との協働による開かれた議会

議会が活動を行う際に、市民との意見交換や議会の意思決定過程の公開等を行う ことによって、市民の多様な意見を把握し、市民の参加のもと諸課題の解決を図る という北九州市議会が目指す方向性。

### 第2章 議会の役割

### (議会の役割及び活動原則)

- 第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。
  - (1) 議案等の審議及び審査により、本市の意思決定を行うこと。
  - (2) 独任制である市長その他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと。
  - (3) 市政の課題について<mark>先進事例等の調査</mark>を行い、政策立案及び政策提言を 行うこと。
  - (4) 意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと。
- 2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。
  - (1) 市民との意見交換等を通じて多様な課題の解決に取り組むこと。
  - (2) 議員相互間及び市長その他の執行機関との討議を活発に行うこと。
  - (3) 議会活動について、市民への説明責任を果たし、情報公開を行うこと。
  - (4) 議会を取り巻く情勢の変化を認識し、不断の議会改革を行うこと。

### 【解 説】

本条は、議会の役割及び活動原則について規定しています。

第1項では、第1号から第4号で、議会の果たすべき役割を規定しています。

第2項では、第1号から第4号で、議会の役割を果たすための活動原則を規定しています。

### ※ 合議制

複数の人員で構成された組織体において、その構成員が集まって議論を通じて 意思を決定する制度をいう。

#### ※ 独任制

合議制に対するもので、1人で機関を構成し、独立して職務を執行し、意思を 決定する制度をいう。

### ※ 意見書

地方自治法第99条の規定に基づき、議会は、市の公益に関することについて、 国会や関係行政庁に議会としての意思を意見としてまとめた文書を提出することができる。 意見書の案は、議員又は委員会が提出し、本会議でその可否を決める。

### ※ 決議

地方自治法に根拠規定はないが、議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的効果をねらい、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要である等の理由でなされる議決のことをいう。

### ※ 審議

「審議」は、本会議で付議事件について説明を聞き、質疑し、討論をし、表決するといった一連の過程を指す用語。

### ※ 審査

「審査」は、委員会において、付託を受けた議案、請願等について、議論し、 結論を出す一連の過程を指す用語。

### ※ 政策立案、政策提言

政策立案とは、政策研究を行うことで、その明らかになった問題について、解 決するための有効な政策をまとめること。

政策提言とは、上記の取りまとめた政策を発信すること。

### 第3章 議員の役割

### (議員の責務)

第3条 議員は、公選による公職にある者として市民を代表して活動を行い、研さんに努め、高い倫理観に基づいて行動し、市民からの負託に応えなければならない。

### 【解 説】

本条は、議員の責務を規定しています。

### ※ 公選による公職

法律に基づく選挙により選ばれた公の職をいう。地方自治体の議会の議員のほか、国会議員や地方自治体の長も該当する。

### (議員の役割及び活動原則)

- 第4条 議員は、次に掲げる役割を担うものとする。
  - (1) 議案等の審議及び審査を行うこと。
  - (2) 市政の課題について、政策立案及び政策提言を行うこと。
  - (3) 市民との協働による開かれた議会の実現に資するため、不断の努力を行うこと。
- 2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。
  - (1) 多様な市民の意見と市政の課題を的確に把握し、市の政策立案及び政策 提言に適切に反映させること。
  - (2) 市の政策立案及び政策提言に必要な調査研究を行うこと。
  - (3) 各区の実情等の把握に努め、市全体の利益を勘案して、本市の意思決定に反映させること。
  - (4) 自らの議会活動及び議会における政策立案、政策決定等の過程について、 市民にわかりやすく説明すること。

### 【解 説】

本条は、議員の役割及び活動原則を規定しています。

第1項では、第1号から第3号で、議員の果たすべき役割を規定しています。

第2項では、第1号から第4号で、議員の役割を果たすための活動原則を規定しています。

### (会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定すると きは、会派内で十分な討議を行うものとする。
- 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

### 【解 説】

本条は、会派について規定しています。

### ※ 会派

市政に対して同じような考え方や意見を持っている議員は、グループをつくって活動しており、このグループを「会派」という。

### 第3章の2 災害及び健康危機等発生時における議会の体制整備

第5条の2 議会は、大規模災害、重大な健康被害等の危機の発生による緊急の 事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民の安全及び安心を 確保するため、市長その他の執行機関と連携及び協力をし、その迅速な活動が 図られるよう、大規模災害、重大な健康被害等の危機の発生時における議会と しての体制の整備を図るものとする。

### 【解 説】

本条は、本市における危機管理の基本姿勢、基本方針である「北九州市危機管理基本指針」の趣旨を踏まえ、地震や台風等の大規模災害や、感染症等の重大な健康危機をはじめとした様々な危機発生時における、議会としての体制の整備について規定しています。

なお、本規定は、令和元年に確認されて以降、全世界的に重大な健康被害を及ぼした新型コロナウイルス感染症による健康危機を契機に、様々な危機発生時に、当市議会として市長その他の執行機関と一丸となり、危機被害の防止及び軽減に何よりも全力で努め、市民の安全と安心を守り抜くという力強い決意を定めたものです。

### ※ 「北九州市危機管理基本指針」

本市が一体となって想定される危機の発生防止に努め、危機が発生したときには 迅速に対応して被害の防止や軽減を図り、市民の安全と安心を確保することを目的 として平成18年、本市における危機管理に関して統一的な組織や体制、対応方針 を示し、組織的かつ的確に危機管理を確立するために定めた基本方針。

### ※ 危機

「北九州市危機管理基本指針」において、「市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、または生じる恐れのある切迫した事態をいう」と定めている。

### ※ 健康危機

「北九州市健康危機管理計画」において、「医薬品、食中毒、感染症、飲料水、 その他何らかの原因により、市民の生命、身体及び健康に重大な被害が生じ、また は生じるおそれがある事態をいう」と定めている。

### ※ 議会としての体制の整備

北九州市議会は、本市で、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある切迫した事態が発生した際に、当議会が「北九州市災害対策本部」等の関係機関と一体となって、想定される危機の発生防止に努め、危機が発生したときには迅速に対応して被害防止や軽減を図り、市民の安全と安心を確保することを目的として、平成30年、議会及び議員の基本的行動指針となる「北九州市議会災害・市民安全確保対応指針」を定めている。

### 第4章 議会と執行機関との関係

### (市長その他の執行機関との関係)

第6条 二元代表制の下、議事機関である議会と市長その他の執行機関は、独立 対等の立場で、適度な緊張関係と信頼関係を築き、相互の議論を深め、調整を 行いながら、本市の意思決定を行う。

### 【解 説】

本条は、議会と市長その他の執行機関との関係について規定しています。

#### ※ 適度な緊張関係と信頼関係

二元代表制のもと、議事機関である議会と市長その他の執行機関とは、それぞれの機能を市民のために十分に発揮することが求められており、一定の緊張関係を保ちつつも、市民福祉の増進及び市勢の発展という共通目標に向けた信頼関係の構築も欠かすことができない。

### (資料の要求)

第7条 議会は、市長その他の執行機関に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができる。

### 【解 説】

本条は、議会が、議案等の審議、市長その他の執行機関に対しての監視及び評価、 政策立案及び政策提言等を行うため、市長その他の執行機関に対して有している情報 の提供を求めることができることを規定しています。

市長その他の執行機関には、求められた資料の提供に対して、誠実な対応が求められます。

### (議決事件)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件については、別に定める。

#### 【解 説】

議会の議決事件については、地方自治法第96条第1項において、条例を制定改廃すること、予算を定めること、決算を認定することなどの15項目が規定されています。

また、同条第2項で、議決することが必要と認める事件については、条例で追加して定めることができると規定されています。

なお、本市では既に「北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」が制定されており、「基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない」(第3条)と定めています。

### 第5章 議会運営

### (議会運営)

- 第9条 議会は、議会の運営に当たり、議会活動の公正性及び透明性を確保し、 議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、議員平等の原則に則 り民主的で円滑な運営を推進する。
- 2 議会運営に関わる事項については、この条例の趣旨に則り、議会運営委員会において協議し、調整する。
- 3 議長は、議会を代表して、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。
- 4 副議長は、議長と協力し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

#### 【解 説】

本条は、議会運営について規定しています。

### ※ 議員平等の原則

議員間では、当選回数や年齢、経験等の区別なく平等であることをいう。

### (委員会)

- 第10条 議会は、常任委員会及び議会運営委員会を置き、必要に応じて特別委員会を置く。
- 2 常任委員会は、その所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行い、議 案、請願等を審査する。
- 3 議会運営委員会は、適正かつ効率的な議会運営の実現に資するため、議会の 運営に関する事項等について調査を行い、議案、請願等を審査する。
- 4 特別委員会は、その目的、委員の数、設置する期間を明確にして、特定の付議事件を審査する。

#### 【解 説】

本条は、議会に設置される3つの委員会について規定しています。

議会の政策立案機能及び監視機能を強化するために、常任委員会を中心として運営する考え方のもとに、第2項において常任委員会の所管事務調査を積極的に行うことを規定し、第4項において特別委員会は個別具体的に必要に応じて設置することを規定しています。

第3項では、議会の円滑な運営を行うために設置された議会運営委員会は、議会の 適正かつ効率的な運営の実現に資するよう努めなければならないことを規定してい ます。

### (会議等における質疑応答)

- 第11条 会議等における質疑応答は、市民へのわかりやすさに留意する。
- 2 会議等における質疑応答については、議員は、一問一答方式又は一括質問一 括答弁方式のいずれかを選択することができる。
- 3 市長その他の執行機関は、論点を明確にするために、議長又は委員長の許可 を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言するこ とができる。

### 【解 説】

本条は、会議等における質疑応答について規定しています。

### ※ 質疑

会議において、議題となっている議案等に対して、その不明確な点を、提案者等に説明や意見を求めること。

#### ※ 質問

地方公共団体の事務全般にわたり、執行機関に対し事務の執行状況等について 説明や意見を求めること。

### ※ 一問一答方式

1つの項目について議員が質疑、質問し、市長等が答弁を行うことを重ねて、その後、次の項目の質疑、質問を行うという質疑、質問形式の1つ。

### ※ 一括質問一括答弁方式

複数の項目についてまとめて議員が質疑、質問し、市長等がまとめて答弁を行うという質疑、質問形式の1つ。

### 第6章 議会と市民との関係

### (市民参加)

第12条 議会は、議会活動の過程において、市民との協働による開かれた議会の実現に努めなければならない。

### 【解 説】

本条は、議会が市民との協働による開かれた議会の実現に努めることを規定しています。

### ※ 市民との協働による開かれた議会

議会が活動を行う際に、市民との意見交換や議会の意思決定過程の公開等を行う ことによって、市民の多様な意見を把握し、市民の参加のもと諸課題の解決を図る という北九州市議会が目指す方向性。

### (公聴会及び参考人制度の活用)

第13条 議会は、議案等の審議及び審査並びに調査に当たっては、公聴会及び 参考人の制度を積極的に活用するものとする。

### 【解 説】

本条は、議案等の審査及び調査に当たっては、公聴会及び参考人制度を積極的に活用していくことを規定しています。

### ※ 公聴会

重要な案件や住民の権利義務に大きな影響のある案件を審議等する場合に、必要に応じて利害関係者や学識経験者等の意見を聴くために開催するもの。

### ※ 参考人制度

利害関係者や学識経験者等の出頭を求めて、意見を聴取する制度。「公聴会」より簡便な手続で民意を直接聴取する方法とされる。

### (議会活動の報告等)

第14条 議会は、<mark>市民に対して積極的に議会活動に関する報告を行い、</mark>市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。

### 【解 説】

本条は、議会活動の報告等について規定しています。

議会は、議会報告会の開催をはじめ、ホームページやSNSを利用した情報の発信等、多様な手段により市民に対して積極的に、議会活動に関する報告を行うことを規定しています。

### ※ 議会報告会

議員個人や会派としての見解を述べる場ではなく、議会として、審議や審査の 内容や過程等を説明し、市民からの意見を聴取し、議会活動に反映させることを 目的としている。

### (議会広報の充実)

第15条 議会は、市民が市政に関心を深める議会広報を行い、情報伝達手段の 進化に応じて充実、強化しなければならない。

### 【解 説】

本条は、議会広報の充実、強化について規定しています。

### (会議等の公開)

- 第16条 議会は、開かれた議会運営に資するため、会議等を原則として公開する。
- 2 議会は、本会議の会議録及び委員会の議事等の記録を作成し、公開する。
- 3 議会は、会議等で用いた資料を積極的に公開する。

### 【解 説】

本条は、会議等の公開、会議録等の公開及び会議等で用いた資料の公開について規定しています。

### 第7章 議会の機能強化

### (議会の機能強化)

第17条 議会は、市長その他の執行機関の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

### 【解 説】

本条は、議会の機能強化に関して規定しています。

### (学識経験者等の活用)

第18条 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

### 【解 説】

本条では、学識経験者等の活用について規定しています。

※ 地方自治法第100条の2(専門的事項に係る調査)

この条文は、平成18年の地方自治法の改正により追加されたものであり、議会は、議案の審査及び市の事務の調査に関し、専門的な知見の活用が必要となった場合に、学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることが可能となった。なお、議会としての権限であるため、専門的事項に係る調査をさせるには、議会の議決を要する。

### (議会事務局の機能強化)

- 第19条 議会は、議会の機能を充実強化し、効果的かつ円滑な運営を確保する ため、議会事務局を設置し、その機能強化に努めるものとする。
- 2 議会事務局は、議長の指揮監督の下、議会活動を補佐し、議会に関する事務を執行する。
- 3 議会は、専門的な知識経験を有する者等を活用する等、議会事務局の体制の強化及び運営の充実を図ることができる。

### 【解 説】

本条は、議会事務局について規定しています。

議会事務局とは、議長から任命された職員により構成され、議長の指揮監督のもとで、議会活動を補佐する組織です。

### (議会図書室の充実強化)

第20条 議会は、その役割を果たすために、必要な資料等を収集し、保管する議会図書室を設置し、充実強化に努めるものとする。

### 【解 説】

本条は、議会図書室の充実強化について規定しています。

### 第8章 その他

### (議員定数等)

第21条 議員定数並びに議員報酬、費用弁償及び期末手当については、議会の 監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の地方自 治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて、別に条例で定める。

#### 【解 説】

本条は、議員定数並びに議員報酬、費用弁償及び期末手当について規定しています。 なお、議員定数については、「北九州市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関 する条例」で、議員報酬、費用弁償及び期末手当については、「北九州市議会議員の 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」で規定されています。

### (政務活動費)

- 第22条 議会は、政務活動費を活用して、政策立案及び政策提言並びに市長その他の執行機関に対する適切な監視及び評価などの議会活動の充実強化に努めるものとする。
- 2 政務活動費については、その使途の透明性を確保しなければならない。
- 3 政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。

### 【解 説】

本条は、政務活動費について規定しています。

なお、政務活動費の交付に関する事項については、「北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例」で規定されています。

### ※ 政務活動費

地方自治法の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付される費用である。

### (議員の資産等の公開)

第23条 政治倫理の確立のための議員の資産等の公開については、別に条例で 定める。

### 【解 説】

本条は、議員の資産等の公開について規定しています。なお、当市議会では、「政治倫理の確立のための北九州市議会の議員の資産等の公開に関する条例」に基づき資産等の公開を行っています。

### (他の条例等との関係)

第24条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

### 【解 説】

本条は、この条例と他の条例等との関係を定めています。議会に関する他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例が定める事項との整合を図ることを規定しています。

### (条例の見直し)

第25条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、 必要があると認めるときは、この条例の見直しを行う。

#### 【解説】

本条は、必要に応じて、この条例の見直しを行うことを規定しています。

付 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

付 則(平成24年12月19日条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号。以下「改正法」という。)中地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条の改正規定の施行の日から、第22条の改正規定は改正法中地方自治法第100条第14項の改正規定の施行の日から施行する。

付 則

この条例は、令和2年10月7日から施行する。